

「当別町教育基本計画」策定に係るパブリックコメント 実施要項

1 実施目的

令和7年度から令和11年度までの教育振興のための施策に関する計画である「当別町教育基本計画」の策定に向け、広く町民に周知し、町民の意見を反映させることを目的とする。

2 対象案件

当別町教育基本計画（案）

3 募集期間

令和7年1月17日（金）～2月12日（水）

4 意見提出の対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事業所又は事務所を有するもの
- (3) 町内の事業所又は事務所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 当該計画に係る政策等に利害関係を有するもの

5 対象案件の閲覧場所

- (1) 当別町ホームページ（PDF形式による）
- (2) 教育委員会学校教育課 窓口（役場3階）（石狩郡当別町白樺町58番地9）
- (3) 住民環境部環境生活課 窓口（役場1階）（石狩郡当別町白樺町58番地9）
- (4) 当別町総合福祉センター（ゆとろ）（石狩郡当別町西町32番地2）
- (5) 当別町役場西当別支所（石狩郡当別町太美町1470番地4 サツドラ当別太美店内）
- (6) 白樺コミュニティーセンター（石狩郡当別町白樺町2792番地1）

6 意見提出に係る留意事項等

- (1) 住所、氏名、連絡先を記載すること。（団体は、団体名、所在地、代表者名、連絡先）
- (2) 意見の書式は任意とする。（ホームページと閲覧場所に参考様式を備え付ける）
- (3) 提出方法は、上記閲覧場所での提出、郵送、FAX、電子メール、意見提出用フォームによる。
- (4) 電子メールにより提出する場合は、添付ファイルを使用せず、メール本文に意見を記載すること。

7 提出先

〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町教育委員会 学校教育課教育企画係

FAX 0133-23-3114

メールアドレス：kyokan3@town.tobetsu.hokkaido.jp

8 意見の取り扱い

基本構想作成にあたって集約し、当別町ホームページにおいて、意見の概要及び意見に対する町の考え方を公表する。なお、公表の際は、提出者の個人情報は公開しない。